

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、東広島都市計画区域区分を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

令和七年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

東広島都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

東広島市の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課

東広島市都市部都市計画課

四 縦覧期間

令和七年四月十四日から令和七年四月二十八日まで